

## 令和5年10月臨時理事会 議事録

令和5年10月30日午後9時6分、一般社団法人 gid.jp 日本性同一性障害と共に生きる人々の会、ビデオ会議システムを使い、以下のような出席状況のもとに理事会を開催した。なお、下記議案につき可決確定の上、午後10時21分に散会した。

理事	永沼 利一（代表）	出席
	倉嶋 麻理奈（副代表）	出席
	上田 直志	出席
	日野 由美	出席
監事	明石 和也	
正会員	西野 明樹	出席

永沼 利一 は、議長及び議事録作成者となり、本日の理事会はビデオ会議システムを利用して行う旨を述べ、出席者が一堂に会するのと同等に適時・的確な意思表示が互いにできる状態となっていることを確認した。

### 報告事項

#### 1) 取材に関する件

倉嶋理事より、10月25日の最高裁判断前、23日に共同通信社の取材があり、22日開催の理事会討議内容を話したことが報告された。日野理事より、最高裁判決について、北海道新聞の取材を受け、記事になったことが報告された。

#### 2) 講演会対応に関する件

永沼代表より、出版文化社から研修講師依頼が来ていることが報告された。先方にて開催決定した場合、上田理事と倉嶋理事が対応することとなった。

## 第1号議案 特例法手術要件に関する最高裁判断に対する声明発表について

永沼代表より、最高裁では4号の生殖要件は違憲、5号の外観要件は高裁差し戻しになったことを報告し、判決文を踏まえて声明文を出すことの可否について理事等に審議を求めた。

永沼代表より、生殖要件の違憲判断は歓迎したいが、外観要件については懸念が残ることが述べられた。LGBT法の成立後、公衆浴場においては戸籍の身体的な特徴を重視する流れとなった。この度の最高裁判決がこうした社会的取扱いにも影響を与える可能性があることを述べた。

倉嶋理事は、FTM当事者は助かると思うと述べた。外観要件が残れば、陰核の大きさを裁判官が判断するわけではないと思われるため、医師が判断して追認する形になると思われる。判決文を読み解くと、FTM当事者としての戸籍上の性別の変更は名の変更と同じようなものになるのではないかと述べた。ただ、外観要件が残れば、MTF当事者にとって特例法は要件を満たすことが難しものとなり、FTM当事者とMTF当事者の分断を生む懸念があることを述べた。また、他の要件も法人として検討していきたいことを述べた。

声明を出すにあたっては、当人の気持ちだけで性別変更ができるようになるのではという認識で最高裁判決を批判する者が生じる可能性があることから、第2条により2名の医師による診断等が必要であること、持続的な他の性別に適合しようとする意思が性同一性障害者の定義となっていること等も記載する必要があるのではないかと述べた。また、法人としても、生殖要件に加え外見要件の削除を求める旨も記載したいことを述べた。

日野理事は、外見要件も削除されなければ中途半端だと感じていることを述べた。この度の違憲判断で成功と考えるのではなく、手術要件に関する審議は高裁差し戻しにより検討が継続されるものであり、特例法の改正まで一つの区切りになることを述べた。また、特例法は同法規定の性同一性障害者にのみ適用されるものであり、これに該当しない広義のトランスジェンダーや性犯罪を目的に性別変更をしようとする者は含まれないものとなっていることを改めて確認した。

上田理事より、この最高裁判決が手術等身体的治療に対する公的医療保険制度の適用について議論が下火になってしまうことを懸念することが述べられた。日野理事より、戸籍の性別変更と身体的治療による性別違和感の軽減は別物であることを意識して声明を出す必要がある旨が述べられ、出席総員が賛同した。

これら審議の結果、声明は出すことが全会一致で承認可決され、永沼代表が文案を作成の上、理事等で修正加筆等して完成させることとなった。

### 次回理事会の開催日時

次回理事会は、令和5年11月中を予定するが、具体的日時については理事専用SNSにて決定して代表が招集する。

以上の決議等を明確にするため、この議事録を作成し、議長及び出席理事並びに出席監事がこれに記名押印する。

令和5年10月30日

一般社団法人 g i d . j p 日本性同一性障害と共に生きる人々の会理事会

議長 代表 永沼 利一

副代表 倉嶋麻理奈

理事 上田 直志

理事 日野 由美

監事 明石 和也

以下余白